取 扱 基 準

名称	移住促進特別支援事業
補助区分	運営費補助 □ 事業費補助 ■
補助金の概要	【移住促進特別支援金(テレワーク移住)】三大都市圏(東京圏:埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 名古屋圏:岐阜県、愛知県及び三重県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)から本市への移住・定住及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、移住者の経済的負担を軽減する。 【体験居住】三大都市圏在住者が本市で暮らす魅力を認識すること及び移住促進を目的とし、体験居住者の経済的負担を軽減する。
目標	数値化 ■ 非数値化 □
	交付件数 【特別支援金・体験居住】34件 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
<u>補助事業者</u>	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	三大都市圏からの移住・体験居住にかかる経済的負担の軽減を目的と するため、補助対象となる経費は限定しない。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【テレワーク移住】2人以上世帯500,000円、単身300,000円定額補助 【体験居住】2人以上世帯50,000円、単身30,000円定額補助
	〈補助額が5万円未満,又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 体験居住(単身)の補助金額については、交通費等でかかる費用の実 費相当の支援を目的としているため。
開始時期	令和6年4月1日
評価の時期	令和8年9月30日
終期	令和9年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔 内容〕
担当部署	経済部 雇用・新潟暮らし推進課 電 話 025-226-2149 e-mail koyo@city.niigata.lg.jp